

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
副会長 友利 博朗



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。

沖縄県医師会経由で「新型コロナウイルス感染症対策対応従事者慰労金交付事業」の実施について及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止事業（県事業名「新型コロナウイルス感染防止対策地域医療機関等支援事業）」に係る補助についての通知が届きましたので下段にてご報告致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（前泊・上原） TEL 098-868-7579

沖医発第 603号F
令和 2年 7月29日

地区医師会

新型コロナウイルス感染症担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也



「新型コロナウイルス感染症対策対応従事者慰労金交付事業」の実施について
「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（県事業名「新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関等支援事業）」に係る補助について

沖縄県保健医療部より、標記事業の実施について通知がありましたのでお知らせ致します。

新型コロナウイルス感染症対策対応従事者慰労金交付事業は、医療機関で働く医療従事者や職員等に対する慰労金の給付事業となっております。

新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関支援事業は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染防止を防ぐための取り組みを行う病院・診療所等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を補助する事業となっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、各事業についてご了知いただき、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各事業ともに、原則として国保連合会の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出すること、オンライン請求システム未導入の医療機関は、原則として専用の「WEB 申請受付システム」からの申請となっておりますことにご留意いただきますよう、周知方の程よろしくお願い致します。

記

- 新型コロナウイルス感染症対策対応従事者慰労金交付事業の実施について
(令和2年7月21日(地保第1022号))
- 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（県事業名「新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関等支援事業）」に係る補助について
(令和2年7月22日(事務連絡))



沖縄県医師会事務局業務2課：平良、濱川
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



7

地 保 第 1022 号
令和 2 年 7 月 21 日

✓ 県医師会長
県歯科医師会長
沖縄県助産師会長 } 殿

地域保健課長名
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について

平素は、感染症対策にご尽力頂き誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止・収束に向けウイルスに立ち向かい、医療提供の維持のため心身に負担がかかる中、強い使命感を持って対応されている医療従事者等の皆さまには心より感謝申し上げます。

さて、リスクを抱えながらも業務に従事している方々へ、慰労金を給付することとなり申請についての案内を、別添の通り県内各医療機関等へ国保連合会を通じ送付させて頂いております。会員の皆さまからの問い合わせ等には、別添問い合わせ先の案内をよろしくお願い致します。

対象者は1人1回の申請で、申請は原則医療機関等から当該機関従事者分（委託業務職員も含む）をまとめて国保連合会へ行き、医療機関等へまとめて振込支給させて頂きます。ご理解の程よろしくお願い致します。

沖縄県地域保健課 TEL：098-866-2215

各医療機関等の長 殿

沖縄県保健医療部地域保健課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の案内

医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事して頂いていることから、慰労金を給付することとします。対象者は県内1例目発生日の2月14日から6月30日の間で、10日以上勤務したものになります。

厚生労働省のHPに詳細な内容が掲載されていますので、ご確認ください。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

申請書は、沖縄県のHPから取得してください。

※必要な情報はHPを更新していく予定です。

沖縄県 <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikihoken/iroukin.html>

申請先

沖縄県国民健康保険団体連合会 審査管理課 ※原則医療機関が取りまとめて申請することになります

沖縄県国民健康保険団体連合会 <https://www.okikoku.or.jp/news/notice/1655>

問い合わせ先

○慰労金事業の制度に関すること

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 03-3595-3317 (受付時間：平日9時30分～18時)

○オンライン請求及びWEB申請受付システムに関すること

オンライン申請ヘルプデスク

電話番号：0120-041-422 (受付時間：毎月15日から末日までの平日8時～17時

※7月、8月は21時まで)

WEB申請ヘルプデスク

電話番号：0120-112-166 (受付時間：オンライン申請ヘルプデスクと同じ)

沖縄県保健医療部地域保健課 TEL.098-866-2215

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

事業目的

○ 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、

- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
- ② 継続して提供することが必要な業務であること
- ③ 医療機関での集団感染の発生状況

から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

(給付額)

都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※2）

- ※2 対象期間（※3）に10日以上勤務した者であること
- ※2 一日当たりの勤務時間は問わない
- ※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※2）

5万円

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合

20万円

上記以外の場合

10万円

* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

（※3）対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（★）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

対象医療機関等 御中

沖縄県保健医療部医療政策課

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業(県事業名「新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関等支援事業」)に係る補助について

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別のご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、沖縄県では対象医療機関等に対し、新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組について、下記のとおり補助することとしておりますので周知します。

なお、補助金申請に際しては、別添パンフレット「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内等をご参照下さいますようお願いいたします。

記

1 申請先

沖縄県国民健康保険団体連合会 審査管理課

(1) 申請方法

ア オンライン(※診療報酬で活用するシステム)

イ ウェブ(※次の URL をご参照ください)

URL : <https://www.okikoku.or.jp/news/notice/1655>

(2) 沖縄県ホームページについて(※申請に役立つ情報を掲載しています)

URL : <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/iryoseisaku/kikaku/kikaku/kansenkakudaiboushi.html>

2 問合せ先

(1) 内容に関すること(※対象経費、補助額等)

厚生労働省医政局新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金コールセンター

TEL:03-3595-3317(受付時間は平日 9:30~18:00)

3 その他(参考となる URL「厚労省 HP 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

事業目的

(事業規模2589億円)

- 今後、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができよう、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う。

(医科医療機関の取組の例)

- ア 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う
- イ 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める
- ウ 発熱等の症状を有する新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う
- エ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する
- オ 医療従事者の院内感染防止対策(研修、健康管理等)を行う

(補助額)

・ 以下の額を上限として実費を補助

病院 200万円 + 5万円 × 病床数
有床診療所(医科・歯科) 200万円
無床診療所(医科・歯科) 100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円

※ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。

(対象経費)

・ 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用